

【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

問題1（行政法総論）

Yは、A県B市で行われた反戦青年委員会主催の集団示威行進に参加した。道路交通法（以下「道交法」という）77条1項4号は、「一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が……道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたもの」を警察署長による道路使用許可の対象行為に加えることを定めており、これを受けて、A県公安委員会は「集団行進」をこれに指定していた。道交法は、警察署長が当該許可に必要な条件を付することができる旨を定めており（道交法77条3項）、本件集団示威行進の許可に際しては、「だ行進……等交通秩序を乱すおそれがある行為をしないこと」等の4項目の条件が付されていた。そして、当該条件違反に対しては、3月以下の懲役または5万円以下の罰金が規定されている（道交法119条1項13号）。

他方、A県B市の「集団行進及び集団示威運動に関する条例」（以下「本件条例」という）は、道路その他公共の場所における集団行進、または場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとする場合には、事前にA県B市の公安委員会に届け出ること（本件条例1条）を、また公共の安寧を保持するために、当該集団行進または集団示威運動を行う者の遵守事項（本件条例3条）を定めていた。そして、これらの規定に違反した者または扇動者には、1年以下の懲役もしくは禁固または10万円以下の罰金を課することとしており、道交法よりも重い処罰を科していた。

Yは、前記集団示威行進において、車道上で自らだ行進を行った点が道交法77条3項に違反し、また先頭列付近において笛を吹き、両手を挙げて前後に振り、集団行進者にだ行進をさせるよう刺激を与えて、集団行進者が交通秩序の維持に反する行為をするよう先導した点が本件条例3条3号（交通秩序の維持）に違反するとして起訴された。

上記事実関係を前提として、法律と条例の抵触問題に関する下記の設問について、最高裁判決に即して答えなさい。なお、道交法及び本件条例の条文内容については、問題文に記載してある範囲のもので解答すればよい。また、本件

訴訟において、Yがどのような判決を受けるかについては記述する必要はない。

(設問1) 条例が法律に違反する場合には、当該条例の効力はどうなるか、根拠法条を示しながら解答しなさい。

(設問2) 特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果を何ら阻害することがないときに、当該条例の効力はどうなるかを述べなさい。

問題2 (行政救済法)

行政不服審査法1条1項に規定される二つの目的を説明しなさい。また、二つの目的と同法48条の関係について述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1 (設問1)、(設問2)、問題2と見出しをつけて記入しなさい。